

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

当局より、振興センター長、馬場一義君の欠席の届出がありました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

当局より、特別委員会での資料提出の件の申出がありました。

資料の配付を許可いたします。

[資料配付]

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） それでは、今ほどお配りさせていただきました資料についてご説明申し上げます。

先般、薪エネルギー推進事業の中で、薪ステーションの整備の概算工事の内容についてということで資料の要求がございました。

資料、今ほど配付させていただきましたが、薪ステーションの整備工事費につきましては、こちらに記載のとおり仮設工事から暖房設備の工事まで、そして事務所に係る改修工事として浄化槽の改修工事。それら合わせまして、諸経費、工事価格の合計が2,255万。そして消費税、単価アップ等を対応いたしまして、薪ステーションの整備費の全体合計2,720万となっております。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長の行政諸報告

○議長（大塚純一郎君） それでは、日程第1、町長の行政諸報告を行います。

これを許可いたします。

町長、渡部勇夫君。

[町長 渡部勇夫君 登壇]

○町長（渡部勇夫君） おはようございます。

行政諸報告をいたします。

1、町職員の退職について。

令和5年2月28日付で、次の者が退職いたしました。氏名、三瓶昌之。所属、農林建設課、運転手でございます。

2、只見町と淑徳大学との観光まちづくりに関する連携協定の締結について。

令和5年2月20日、淑徳大学東京キャンパスにおいて、地域における人的資源の確保や人材の育成、豊富な観光資源等を活用した観光まちづくりの推進等、観光を基軸とした地方創生の発展に寄与することを目的に、只見町と淑徳大学との観光まちづくりに関する連携協定を締結いたしました。

3、会計実地検査指摘事項への対応について。

1月30日から2月3日にかけて実施された、水害ハザードマップ作成事業の会計実地検査での指摘事項対応ですが、2月会議において予算を議決いただいた後、2月24日に各集落区長を対象とした校正版による説明会を開催いたしました。説明会では、区からの要望箇所や最大想定規模に関する変更点を確認いただき、最終校正に反映いたしました。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） これで行政諸報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎予算特別委員会委員長の審査報告

○議長（大塚純一郎君） 日程第2、議案第22号、日程第3、議案第23号、日程第4、議案第24号、日程第5、議案第25号、日程第6、議案第26号、日程第7、議案第27号、日程第8、議案第28号、日程第9、議案第29号、日程第10、議案第30号、日程第11、議案第31号までを議題といたします。

議案第22号から議案第31号までは、予算特別委員会に付託してありますので、予算特別委員会の委員長の審査報告を求めます。

予算特別委員会委員長、山岸国夫君。

2番、山岸国夫君。

〔予算特別委員会委員長 山岸国夫君 登壇〕

○予算特別委員会委員長（山岸国夫君） 予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を只見町議会会議規則第77条の

規定により報告します。

本件は、令和5年3月7日、8日、9日の3日間にわたり委員会を開催し慎重に審査した。

記。1、議案第22号 令和5年度只見町一般会計予算について。審査結果。本件については、次の意見を付して採択すべきものとした。(1) 薪エネルギー事業はユネスコエコパーク・自然首都只見にとって、将来を見据えた重要な施策となる。薪ボイラーの設置場所を季の郷湯ら里とむら湯に予定されているが、他に適地を十分検討し慎重に進めること。(2) 委託料・負担金・補助金においては物価高騰にも勘案し、予算策定にあたっては算出根拠を明確にすること。

2、議案第23号 令和5年度只見町国民健康保険事業特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

3、議案第24号 令和5年度只見町国民健康保険施設特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべくものとした。

4、議案第25号 令和5年度只見町後期高齢者医療特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

5、議案第26号 令和5年度只見町介護保険事業特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

6、議案第27号 令和5年度只見町介護老人保健施設特別会計予算について。審査結果。本件については、次の意見を付して採択すべきものとした。(1) 一般会計からの繰入金が増加し基金保有残の減少が見られる。将来を見通した運営に努力されたい。

7、議案第28号 令和5年度只見町地域包括支援センター特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

8、議案第29号 令和5年度只見町簡易水道特別会計予算について。審査結果。本件については、次の意見を付して採択すべきものとした。(1) 基金の繰入金が増加し基金保有残の減少が見られる。将来を見通した運営に努力されたい。

9、議案第30号 令和5年度只見町集落排水事業特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

10、議案第31号 令和5年度只見町朝日財産区特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） ただ今、委員長から報告がありました。これに対して何か質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

それでは、山岸委員長は自席にお戻りください。

次に、議案ごとに準じ、討論・採決を行います。

日程第2、議案第22号 令和5年度只見町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（大塚純一郎君） 挙手多数です。

よって、議案第22号は可決されました。

続いて、日程第3、議案第23号 令和5年度只見町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（大塚純一郎君） 挙手多数です。

よって、議案第23号は可決されました。

続いて、日程第4、議案第24号 令和5年度只見町国民健康保険施設特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（大塚純一郎君） 挙手多数です。

よって、議案第24号は可決されました。

続いて、日程第5、議案第25号 令和5年度只見町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「2番」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 反対討論を行います。

私はこの案件については、ずっと反対をしてまいりました。元々、国の制度で広域化され、福島県全体で保険料が出される制度になっているというのは承知しております。しかし、その結果、以前の保険制度と比較して、この後期高齢者医療特別会計になって以降、益々、保険料は多額となっていて、75歳以上の方々の生活を圧迫しております。そういう点では国の元々の政策、現在行われている政策が受益者負担、要するに医療費が嵩めば、医療に掛かる、医者に掛かる本人たちが支払いをなささいという、こういう大まかでいけば制度であります。社会保障制度については国がもっと負担すべきであって、国民の特に老後の生活、安心して生活、安心して医療を受けられる、そういう制度に切り替えるべきだと私は考えております。これは町独自ではなんともしようもありませんけれども、そういう制度そのものが

私は間違っていると思いますので、この間も一貫して反対してまいりました。この議案についても私は反対であります。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで討論を終わります。

これから令和5年度只見町後期高齢者医療特別会計予算の採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

議案第25号 令和5年度只見町後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、議案第25号 令和5年度只見町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第6、議案第26号 令和5年度只見町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（大塚純一郎君） 挙手多数です。

よって、議案26号は可決されました。

続いて、日程第7、議案第27号 令和5年度只見町介護老人保健施設特別会計予算の討

論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（大塚純一郎君） 挙手多数です。

よって、議案第27号は可決されました。

続いて、日程第8、議案第28号 令和5年度只見町地域包括支援センター特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（大塚純一郎君） 挙手多数です。

よって、議案第28号は可決されました。

続いて、日程第9、議案第29号 令和5年度只見町簡易水道特別会計予算の討論を行います。

○議長（大塚純一郎君） 討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（大塚純一郎君） 挙手多数です。

よって、議案第29号は可決されました。

続いて、日程第10、議案第30号 令和5年度只見町集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（大塚純一郎君） 挙手多数です。

よって、議案第30号は可決されました。

続いて、日程第11、議案第31号 令和5年度只見町朝日財産区特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（大塚純一郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第31号は可決されました。



◎日程の追加

○議長（大塚純一郎君）　　ここでお諮りをいたします。

町長より、議案第32号　只見町情報公開及び個人情報保護審査会条例、議案第33号　只見町公の施設における指定管理者の指定について、議案第34号　只見町過疎地域持続的発展計画の変更について、同意第1号　人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについてが提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4として、以下、繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君）　　ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号、議案第33号、議案第34号、同意第1号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕



◎議案第32号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君）　追加日程第1、議案第32号　只見町情報公開及び個人情報保護審査会条例を議題といたします。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君）　それでは、議案第32号　只見町情報公開及び個人情報保護審査会条例についてご説明を申し上げます。

この条例につきましては、新たな個人情報保護法の施行に伴いまして、町で設置する情報

公開及び個人情報保護審査会について新たに定めさせていただくものでございます。

まず第1条でございます。趣旨といたしまして、この条例につきましては審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続きに定めるものとしてございます。

第3条におきまして、定義としてございます。用語の定義をさせていただいておりますが、諮問庁、第1号において諮問庁につきましては、情報公開条例の規定により諮問した実施機関等について規定をしてございます。(2)、2号でございますが、情報ということで、情報公開条例第9条第1項に規定する開示決定等に係る情報を定めてございます。3号で保有個人情報ということで、これにつきましても個人情報保護法第78条第1項第4号等に規定します開示訂正、利用停止決定等に係る個人情報をいう、ということで定めているものでございます。

第4条におきまして、審査会の所掌事業について記載をしてございます。第1号におきましては、情報公開条例第6条第1項による開示請求に係る不作為についての不服申し立て及び同条例の第15条第1項に規定する諮問に係る部分。第2号におきましては、情報公開制度の運用に関する重要事項について審議をいただく。第3号におきましては、個人情報保護法第105号に規定する諮問された部分、事項について審議をいただく。最後、第4号でございますが、法施行条例第5条に規定する諮問ということで、先般、ご議決をいただいた施行条例に定めるものを審議いただくものでございます。

第5条におきましては、審査会の委員、5名以内ということで組織をするとしてございます。

第6条におきましては、委員については識見を有する者から町長が委嘱すると。で、任期を2年としてございます。また、第4項におきましては、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするということで守秘義務について規定をさせていただいております。

第7条におきましては、会長、副会長ということで審査会の委員等の部分について記載をしているものでございます。

ちょっと飛びまして、第9条から第13条まで、審査会の調査権限等々、審査会における審議の内容であったり、方法等について記載を定めさせていただいております。意見書の提出を求めるものであったり、意見の陳述についての記載、規定をしてございます。

第14条におきましては、答申書の送付等ということで、審査会は審査請求に係る諮問に

対する答申をした時はその写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、その内容を交付するというように定めているものでございます。

ちょっと飛びまして、最後、第17条でございますが、罰則というようなことで、先ほどの守秘義務に違反した者については、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するというように罰則規定を設けさせていただいております。

附則でございますが、第1条、この条例の施行日につきましては令和5年4月1日からということに定めてございます。

第2条におきましては、現行の只見町情報公開及び個人情報保護審査会条例を廃止をさせていただくということにしております。

第3条におきましては、その廃止に伴いましての経過措置について定めさせていただいております。

最後、第4条におきましては、附属機関条例の一部改正ということで附属機関での文言の整理、条例番号等の整理をさせていただく内容でございます。

以上、説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第32号 只見町情報公開及び個人情報保護審査会条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第33号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第2、議案第33号 只見町公の施設における指定管理者の指定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） それでは、議案第33号 只見町公の施設における指定管理者の指定についてご説明をさせていただきます。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして次のとおり公の施設の指定管理者として指定するものでございます。

1番といたしまして、指定管理者に管理を行わせる施設の名称等でございますが、施設的位置につきましては只見町大字布沢字大久保544番地。施設の名称は山村のくらし体験施設、森林の分校ふざわであります。

2番といたしまして、指定管理者となり団体であります。所在地は只見町大字布沢字大久保544番地。団体の名称としまして森林の里応援団、代表者、藤沼航平氏であります。

3といたしまして、指定管理者として管理を行わせる期間でございますが、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの一年間とさせていただきます。ものでございます。

この間の経過について申し上げます。

まず、森林の分校ふざわの現在の指定管理につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間ということで、現在、森林の里応援団が指定を受けているという状況でございます。この決定過程におきまして、当時の公の施設指定管理者選定審議会におきまして、指定管理期間を募集条件の5年から2年に短縮をし、アフターコロナの対策また継続運営が可能な体制づくりをしっかりとしたうえで、その後の指定管理に向けた対応を図るべきであるというご意見をいただいております。それを受け決定をしたという経過がございます。

今般、この2年間の指定管理期間が終了しますことから、この検証を行ってきたところでございますが、十分とは言えないまでも、今なお続くコロナ禍で非常に厳しい状況である中、体制の改善にも取り組まれ、収支についても大きな赤字を計上することなく、事業継続に意欲的に取り組まれております。こういった指定管理期間を短縮した経過、また、この間の取り組み、こういったところを踏まえまして、現在の指定管理者に継続をして公募によらない指定管理者の指定としての準備を進めてまいりました。この間、議会担当委員会からのご指摘も踏まえ、去る3月6日に、外部委員3名、内部委員3名の計6名で構成されます公の施設の指定管理者選定審議会を開催、本件について審議をいただいたところでございます。

審査結果といたしまして、森林の里応援団は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、指定管理者として適当であるという結論でございました。選定理由といたしまして、収支計画書を読み、人員体制について不安が残るということから期間を一年間とし、令和5年度中に次回の募集を行うことを前提として採点した結果、採用基準をクリアしており選定としたというところでございます。

こういった経過でございますので、今般、令和5年度の一年間についての引き続き森林の里応援団の指定管理者として指定をご提案をさせていただいたところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 指定管理制度は一般的には5年というふうになって、今説明で、令和3年4月1日から令和5年3月31日と、2年間というのを審議会の中身も含めて対応してきた。で、今後、さらに一年間、状況を見るということなんで、これはあれですか、指定管理はそもそも5年というのが決まっていて、それぞれの、これ、今、森林の分校ふざわですけど、指定管理のその経営状況によって、こういう判断もそれぞれ行っていくということなんですか。森林の分校ふざわだけがこの指定管理の年数を、この間、2年。で、これからはこの提案は1年ということで期間を変えてるわけですけど、そことの整合性はどんなふう考えられていますか。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 当初、令和3年4月1日からの指定管理というところにおきましては、当初、募集条件として5年ということで募集をかけさせていただきましたけれども、先ほどのアフターコロナの対策、また継続運営が可能な体制づくりということを審議会からのご意見をいただき2年に短縮をしたといったようなところでございます。

委員ご指摘のとおり、通常、指定管理につきましては5年というところで募集をかけるところでございますけれども、その応募の状況、また指定管理の審議の経過によりまして、こういった短縮をするといったケースは過去にもございましたし、今回につきましても審議会の審議をいただいて、そういったご意見をいただいて、その中で一年間という提案をさせていただいたところでございますので、ご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 今、物価変動が非常に激しいという中で、この森林の分校に限って、試み的にこの一年間、どういうふうな経営の内容になるのかと。あるいは人の確保がどういうふうになるのかという、試み的に行われるのか。それとも、特定の、何かいろいろな人がどんどん入るといような条件があって、ここだけ特別にやられるのか。そこをお伺いしたいと思います。ほか、よそは5年ですね。だから、ここだけというのも、ちょっと私はどうかと思うんですが。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 森林の里応援団、森林の分校ふざわの現在の指定管理におきましても2年間実施をしていただきまして、その2年間の検証の中で、若干やはり、人員体制また収支計画、今、三瓶議員もご指摘のとおり、コロナ禍の中で、コロナ禍であったり物価高騰といったようなところの中で収支計画、また人員体制について不安が残るとい委員会からのご指摘のとおり十分とは言えないわけではございますが、それでもこの2年間、しっかり体制改善また収支についても赤字幅の減少に意欲的に取り組まれて実施をいただいております。そういった中で、2年間という形での検証期間を経た中で、まだコロナ禍が若干残ってございます。3月にはマスクの着脱がある程度緩和がされる。また、5月の8日には5類に移行されるといった状況の中で、いわゆるアフターコロナに向けて、この、しっかり体制の確保また収支の改善といったような部分を、さらに取り組みを進めていっていた

だくといったようなところも含めての、今回は一年間ということで審議会としての結論をいただきましたので、それを十分尊重させていただいての今回、一年間のご提案でございますので、ご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） そうしますと、確認をさせていただきたいと思うんですが、そのアフターコロナの状況がどういうふうになるのか。あるいは収支の状況がどういうふうになるのかという一つの客観的な状況を把握するために、ここをその、試験的におやりになるというふうに理解できるような答弁内容だったと思いますが、それでよろしいのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 今般の指定管理の審議にあたりましては、現在の森林の里応援団から今後の運営についての運営の方針また収支の計画、こういったものを提出していただいて、その収支計画また運営の方針、これを今回の審議会の中で審査をいただいたというような経過がございます。勿論、森林の里応援団、こういった収支計画、また方針に沿いまして、この施設の運営をしっかりといただけるというふうに、いただくべく書類を提出いただいたということでございますけれども、審議会としては、そういったところをなお確認をしていく必要があるということもございまして期間を一年間とされたというふうに承知をしております。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 私は聞いているのはね、そのモデル的に、モデル的に、今いろいろ人材もよく集まらない。あるいはその物価変動も激しいという中で、多くのこの第三セクターあるわけですが、そのモデル的なものとしての抽出をしてここを調査されるという目的なのか。ということをお聞きしているんですよ。だからあの、そういう目的であれば、ここを一つのモデルケースとして、これからの様子を調査すると、経営はどういうふうになっていくのかということをお聞きすると、ということなのかどうか。ただあの、審議会がこうだから、どうだこうだと、どういうことでその審議会に諮られたかということがはっきりすれば、このことは簡単に結論出るわけです。もう一回お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 今回の指定管理の審査またこの間の取り組みにおきましては、この施設をとりわけこう、モデルケースという形で捉えてやっているということではござい

ません。森林の分校ふざわの運営について、しっかり運営をしていただける団体であるかどうかといったようなところについての審査をいただいた中で、こういった結論を出していただいた、それを尊重させていただいて今回の指定をさせていただいたということでございますので、ご理解を賜ればと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

○11番（三瓶良一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○議長（大塚純一郎君） 今、三瓶議員が聞いたことに対して、当局としては、今、そういう審査会をやったということで回答あったと思います。

○11番（三瓶良一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは、私からお答えさせていただきます。

元々あの、昔は明和小学校の布沢分校でしたが、布沢分校がなくなったのを改修しまして、山村の魅力を伝えたいということで布沢集落の方々が中心となって、森林の里応援団という組織をつくられました。集落のお父さん、お母さん方が一生懸命やられて、お母さん方が料理を出されたり、朝ご飯、晩御飯、お昼作ったりして、非常に人気でございました。ですが、年々、高齢化が進みまして、なかなか、その担う方々ができないということで、でもなくしたくないということで、この藤沼さんという方は宇都宮大学からいらっしゃいましたが、今、只見町内に生活していらっしゃいまして、本当に一生懸命取り組んでいらっしゃいますので、本来であれば議員おっしゃるように5年・5年です。ですが、やはりその、もっと本当は集落の方々にいっぱい応援してもらったり、関わってもらえる体制があれば、たぶん、5年・5年になったんでないかなというふうに私は推察しておりますが、人員確保の面とか、様々な面で心配があるということで審査会の中ではまあ、本来なら5年であるところを短くして、さらにまた短くしてということで、その辺のことを注視しながら見守って、そして大切な森林の分校ふざわでございますので、それが継続的に運営できるように見守っていくという中で、その体制面やそういったことの中で一年にされたというふうに私は承知しておりますので、本当に大切な施設だと思いますし、その方々も一生懸命頑張っていると思いますので、もう一年、ご猶予をいただいて、しかるべき方向性を来年度はまた出させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 質問いたします。

まずその審議会についてお伺いしたいんですけども、今、規則をですね、拝見しておりますが、この会がどのぐらい重く受け止めなければならないかというところは書いておりませんので、町の考え方というものをしっかり私は持っていただきたいなと思っております。審議会が言ったから2年。で、今回、審議会が言ったから1年という、続けてのご発言ですので、町としての主体性、担当課としての考えが見当たらないので、そういったところをまず1点伺いたいところです。

で、委員会のほうから人がいないからというところをご指摘があるようですけれども、ほかの指定管理施設は、では人が足りているんですかというところの回答をお願いしたいと思います。

また、収支計画書、事業計画に不安が残るというふうなご指摘があったようですが、大きな赤字が出ていないという報告はいただいております、令和4年度の実績、3年度の実績というものがあ程度良い実績が出ているにもかかわらず、そこを重く見ていないという審議会の評価について疑問が残っておりますので、そこについてお伺いしたいと思います。

また、不安が残るのであれば、何故こういうふう継続のような形をとるのかと。リスタートして、では皆さん、もう一度、一からやりましょうという形のほうが、よりわかると思いますので、説明いただいた内容とやっていることが理解できないところがあるので、そのところを中心に説明をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） まず1点目でございます。町としての主体性というお質しでございます。勿論、審議会の意見というところは全てではございません。しかしながら、審議会、民間の方々も含めまして、委員の方々のご意見というものは重く受け止めなければならないというふうに考えております。

そういった中で、今回、一年という結論を出された、それを重く受け止めさせていただいたうえで、町としての判断として一年間ということで今回は提案をさせていただいたということでご理解いただければと考えております。

人員体制に不安が残るといったところでございますが、他の管理施設の状況でございます。他の管理施設におきましても、やはりあの、町全体としてそうなんですけれども、やはり人

員不足が顕著となっております。そういった中で、先ほど町長からお話もありましたとおり、いわゆる集落の中であつたりだとか、いわゆる地域の中で運営をしていくといったような、この施設また団体のコンセプトから申し上げますと、本当に人員体制に苦慮されているといったようなところがございますので、そういったところがちょっと計画書の中に見え隠れしているかなといったようなところを審議会の中ではご指摘をいただいたんだろうというふうに思います。

収支につきましてですけれども、現在まで収支について大きな赤字は計上してないというのは確認をさせていただいております。ただ、今後の収支計画の中で、いわゆる人員体制であつたりというところで、若干、売上を抑えて計画を立てていただいております。そういった中で、コロナ過の中での収入、またコロナ開けでのアフターコロナでの収入といったようなところを見たときに、減額になるといったようなところについて審査会の中で不安要素として提示をされております。勿論、これは計画でございますので、計画、さらに頑張ってください収入を上げる。こういった取り組みは可能だろうということも踏まえまして、今回、採用基準はクリアということで採点をされ、また町といたしましてもそういった考え方の中で今回、一年間という提案をさせていただいたところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 先ほどの町長の答弁で、その集落内での協力者と申しますか、その集落にあってしかるべきものだなというふうに私思っておりますし、大事なところ、ここの建物のところ、予算書は農林水産業費の山村振興費ですかね、というところですので、そういったところは趣旨は踏まえております。そういった、どういったものためのものかという、ただ泊るところではないと、ただ体験と泊るところはセットになっている施設ではないと、山村を振興するための施設だというところで、そのお考えの集落内での協力というところは理解をしているつもりです。ですが、その会のほうからの指摘内容が、はたしてその山村振興費というものに対してご理解を示していただいているようなご意見ではないように受け止めましたので、そのような発言をいたしました。山村の振興というものを非常に精力的にやっているというふうに私は個人的に評価しておりますので、どこの、かなり情報発信もしておりますし、外部との協力の、協力者も増えているというふうに思っております。なので、趣旨に沿った活動をされているのに、このような評価というのは私としては適切なのかという疑問が残ったので発言いたしました。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） まさにあの、この施設、また、この団体におきまして、この2年間の検証の中では、そういった取り組み、非常によくやっただいていただいていると担当課としては評価を、同じく評価をさせていただいているところでございます。ただあの、施設の安定的な運営といったような中で、今回、審議会の中ではこういった結論になっている。その中で、やはり安定的な運営という部分も、我々としてもやはりやっていかなければならない。この両輪の中でやっていかなければならないというふうに考えております。審議会のほうからも、団体に対する指導、助言、協力、こういったものをしっかりしていただきたいといったようなご意見もいただいておりますので、担当課といたしましても森林の分校ふざわと協働して盛り立ててまいりたいというふうに考えます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第33号 只見町公の施設における指定管理者の指定については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第34号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第3、議案第34号 只見町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） それでは、議案の説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長。

○地域創生課長（目黒康弘君） それでは、議案第34号 只見町過疎地域持続的発展計画の変更についてご説明をさせていただきたいと思っております。

議案書一枚おめくりいただきまして、こちらのほうに変更内容の対照表を付けさせていただいております。こちらの資料でご説明申し上げます。

様式1としまして、過疎地域持続的発展市町村計画（変更）でございます。

今般、令和3年度から令和7年度までの同事業の計画につきまして、事業の追加等をお願いするものでございます。

県のほうからは2月28日付で変更についての同意をいただいておりますが、なお、この事業につきましては過疎交付税算入率70パーセントとなっております。計画に記載されている事業を適用させていただいて活用させていただくものでございます。

左側の変更後、区分という欄でご覧いただきたいと思います。

1番の区分でございます。移住・定住・地域間交流の促進、人材の育成についてでございます。今回変更がございましたのは事業内容三つございますが、備考欄のほうに下線で記載をさせていただいております。この三つにつきましては文言の修正、追加でございます。住宅の整備事業、それから空き家対策推進事業、住宅取得支援事業、それぞれ、持続的などいうことで一部、文言を追加させていただきました。

その下、2の産業の振興でございます。産業の振興の農業用施設整備事業につきましても同様に、備考欄の中に将来的にもということ、その文言追加をさせていただいた変更でございます。

一枚おめくりいただきまして、裏側をご覧いただきたいと思います。

区分の6、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進というところがございます。こちらにつきましては事業名に(7)といたしまして、市町村保健センター及び母子健康センターということで、今般、事業内容として保健センター施設整備事業を追加をさせていただくものでございます。

その下、6番、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進につきましては、先ほどらいと同じように備考欄の中で一部、文言ということで、将来にわたりという部分を追加をさせていただくものでございます。

その下、7番、医療の確保でございます。こちらにつきましては事業名といたしまして、(1)診療施設。事業内容で診療施設改修事業を追加をさせていただくものでございます。

次のページにまいりまして、8、教育の振興でございます。こちらにつきましても事業の追加ということで、(1)学校教育関連施設の中に寄宿舎ということで、奥会津学習センター改修事業という事業を追加をさせていただくものでございます。

その下、10番、地域文化の振興等につきましては、備考欄に持続的などという表現を加えさせていただくものでございます。

さらに一枚おめくりいただきまして、区分の11、再生可能エネルギー利用の推進につきましては、事業名として(1)再生可能エネルギー利用施設ということで薪エネルギー推進事業ということで事業の追加をお願いするものでございます。

最後、12番、その他の地域の活性化に必要な事項ということで、こちらに克雪対策補助事業ということで備考欄のほうに、持続的などという一文書を追加をさせていただくものでございます。

今般、これらの変更についてご提案させていただきまして、なお、変更した内容の受け込みをさせていただいた中身につきましては、先ほど資料としてお配りさせていただいたものが変更後の内容が追加されたものとなっております。

以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 2ページ目の一番上段、交通施設の整備、交通手段の確保の件でお伺いします。

当初は、国道8箇所、延長6.2キロメートルありまして、それでその下に、水量不足や散水施設の老朽化の問題など、その機能が十分発揮されていない箇所もあり、改良が必要でありますという文言はそのまま前回も今回も残っております。そこでお伺いします。8箇所、6.2キロを、6箇所、5.2キロに減らされまして、この間に水量不足や散水施設の老朽化の問題などで減ったのだとは思いますが、ただ、そのまんまの文書で、水量不足、散水施設の老朽化の問題などが残ったまま、機能は十分発揮されてない箇所もあり改良が必要でありますの一番最後の改良が必要でありますのところを、どういうふうな認識されているのか。8箇所、6.2キロを6箇所、5.2キロに減らす間に改良の余地はなかったのか。また、今後、さらにまた老朽化が進みます。水も出なくなる可能性もあります。この次出されるときは4箇所、3.6キロとかという可能性もあるのでしょうか。この改良が必要でありますの文言のところの考え方を伺います。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 私のほうで説明が抜けてしまいまして大変申し訳ございませんでした。

こちらの2ページ目、裏側になりますけれども、5の交通施設の整備、交通手段の確保の文書の表現につきましては、変更後ということで、町内、国道6箇所、総延長5.2キロということで、こちらのほう、変更前のところから若干、数量とか変わっております。こちらにつきましては県のほうの担当課のほうに照会をした際に、只見町内にある国道の、その消雪の施設、それから延長施設が県のほうの台帳と相違しておりますので、この点について修正をしてくださいということで過疎の計画のほうを合わせる形で指摘をいただいたので、今般、修正をさせていただいたものでございます。この管理につきましては県のほうで行ってございますので、それらも含めて、町内の消雪施設の管理等につきましては改良等行っていくものでございますが、ここの記載につきましては県のほうと合わさせていただいたこととなっておりますので、状況の詳細については国道となっておりますので、こちらのほうで把握しておりませんので、そのようなことで計画上の整合性を合わせたということでご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） そうすると、当初のこの国道の部分の8箇所と延長が間違っていたという認識でよろしいですね。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長…

○10番（鈴木好行君） 3回しかねえから、もう一つ。

それである、町道に関しては2箇所の総延長1.02キロの施設があるという、この部分に関しては町の部分ですけれども、これは変更なしということで、町道に関しては現在、この部分は間違いなく機能しているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 今般、照会をさせていただいた中で、県のほうから修正をお願いしますということで入りましたので、その内容に合わせさせていただいたところでございます。町道につきましては、その記載の内容、こちらについて変更ないということで、今般の変更のところには該当してございません。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

3回目。

○10番（鈴木好行君） 最後にお伺いします。

この町道2箇所の部分に関しては、水量不足、散水施設の老朽化等で改良の余地はございますでしょうか。最後に伺います。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 相当、経年の中で、井戸不足等々もございますので、水量不足の部分はございます。

○10番（鈴木好行君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○農林建設課長（星一君） 改良につきましては、様々、集落との協議の中で改良が必要かどうか。さらには、一般的な除雪での対応かということで、まだ協議中の部分はございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 過疎地域持続的発展市町村計画というのは、名前はコロコロ変わるんですが、昔からある過疎計画だと思いますが、この中であの、産業の振興の中で、備考の欄に変更点、将来的にも農業経営の安定に図られるとあるわけですが、こういう事例がありま

して、この事例が過疎計画の趣旨に合っておると思うんですが、ただ、景観は問題があるものですから、ここで少しお伺いしたい。

下福井の話ばかりではないですが、主に下福井に原因があるものですから。大規模農家さん、個人的に農家さんから委託を受ける、あるいは引き受けて耕作をしておいた水田があるんですが、そこがああ、水田の管理不足というか、管理がよくなかったために、もう入れない、耕作できない、つまり今年の春に作付けできないような事態になっておると。それをとでもその、そうしてしまった当該業者さんは、今、財力も力もなくてできなくなってしまったと。かといって、持ち主ももう高齢であり、百姓もできない。農業もできない。で、来年は荒らすしかないなというような状況になってまして、今、盛んに区の役員会でも、それから他の大規模農家さんでも、話をして、なんとかその、農地を荒らしたくないと、圃場整備後の優良農地だったものですから、なんとか荒らしたくない。一年荒らすと見ず抜けしたり何かして使えなくなるものですから協議しておりますが、そういった農地の補修、修繕については、こういった過疎地域の持続的発展市町村計画の中では取り上げられるものでしょうか。一つ。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案の1ページの2の産業の振興の件でのお尋ねだと思います。

こちらに記載になっている農業用施設整備事業、国県の補助事業の該当とならない小規模な施設についての補助金を交付するというので、ここに記載になっているということは補助金交付ということですから、過疎債ソフト事業の対象の事業ということだと思います。

この事業につきましては、当初予算、先ほど議決いただきましたが、優良農地確保支援事業という事業がメニューとしてありまして、事業規模10万円以上だったか、ちょっとはつきり今あれですけども、そういった事業についても使えるメニューは設けておりますので、先ほど議員おっしゃったとおり、そういった事情があることは勿論、担当課としても承知をしておりますし、各区の区長さんであったり、関係団体の方々と協議も進めております。ですのであの、過疎債ソフト、この計画のとおり起債で利用するかどうかは別として、事業として設けておりますので、その利用は当然できるというふうに理解しております。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 実は、下福井だけの問題ではなくて、あなたがお住いの荒島にもあるはずですし、それから檜戸が大変あります。私の村だけでも、13・4ヘクタール、おそら

く当該事業者が担ったのが50ヘクタールぐらい、全町であるかなと、詳細は私、間違っているかもしれませんが。いずれこの時期、すぐ種撒いたり、苗おこしたりしなきゃならない時期を迎えますので、それに個人の農家ではどうにもならない。で、何らかの方法はあるとおっしゃいましたので、なんとかその、助けていただきたいなど。私自身は頼んでませんので、ほぼあの、高齢者であるとか、もう農機具を手放した方々が委託契約をしたり、口約束をしたりしている方が相当、面積、朝日地区に広範囲にあります。大変なことになりますので、来年の作付けできるように何らかの手立てを今考えておられるかどうか。この過疎計画の中での質問でありますので、内容は同じですので、よろしくをお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 議員お話のあった件、町内4集落が関わっておるといふふうに認識をしております。その集落とは農林建設課含めて、JA含め、関係の方々との集落の中で協議を持って、その対応策については協議をさせていただいておるところです。

それで、一般会計の議案の審議の中でもご説明を申し上げましたけれども、そういった事象が現実的にあって、その先ほど申し上げました補助金も利用が多くなるであろうということを見越しまして、その予算額についても大きく増額をさせて予算を措置させていただいたところがございます。その補助事業については、集落がまとまったりしながら、申請をすることによって助成ができる制度になっておりますので、そういったことで集落とはお話し合いをしながら、なんとか多くの農地について、今年作付けができるように担当課としても努力をしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 今の答弁を聞いて非常に安心をしました。

実はあの、我が区だけでも、この件でもう、その事態がわかってから、つまり、ある事件がわかってから、相当その、どうすんだ、どうすんだという話がありまして、中には自前でやるんだなんて、もう癩癩起してやっている方もありますが、高齢者ですのでケガでもしたら大変ですし、なんとか今、課長がおっしゃったように、4集落については心休まる、そういった内容のお話をさせていただければ、下手をすると、それが元で、なんだかんだというようなことにもなりかねませんので、住民に説明方々、ひとつよろしくをお願いします。これが3回目の質問でございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 事情は承知しておりますので、集落、農家さんに寄り添った形での支援をしてみたいと考えております。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） 今回あの、この改正の中で、過疎地域持続的発展市町村計画ということで、この持続的という言葉は先般からこういう名前が変わったということで、そしてあと、変更の中で、将来にわたりとか、持続的というような文言の追加はわかるんですが、変更後で保健センター施設改修事業だとか、診療所施設改修事業、奥会津学習センター改修事業、これらについても、いわゆるこの計画、過疎債を使うためには市町村で議決だったり、こういう経過が必要だということの建前だと思うんですが、新たにこの保健センターとか診療所、それから学習センター、薪ボイラーについては新しい事業ですからわかりますが、今まであった施設が入ってきたということは、新たにこの改修の必要が出てきたということなんじゃないか。その辺についてお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 過疎計画については、令和3年度に策定をさせていただきました、5年間の中である程度の計画を拾って、それぞれの該当する施設の事業、そして施設名を計画の中に盛り込んでおりました。そういった中で新たに今般、保健センターの施設改修とか、診療所の改修事業におきましては、結構大きな金額がかかる工事とかが出てまいりましたので、それを過疎のほうに追加をさせていただいて、過疎債の適用を受けるような形でということで、施設、全部網羅しているわけではありませんので、その中で大きな事業で過疎債の活用が見込まれるものがありまして、その中で新たに出てきたものを今般、追加させていただいたということになります。

○議長（大塚純一郎君） 4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） わかりました。

今、課長のほうから、大きな事業というか、今回の7年度までに各施設が改修が必要だというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） はい。令和5年度の予算にも計上させていただいている中の部分を追加をさせていただいたところがございますので、そのようなことをご理解をいただ

ければと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第34号 只見町過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決する
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第4、同意第1号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは、同意第1号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて説明いたします。

人権擁護委員に下記の者を候補者として推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、只見町大字小林字七十苺586番地。氏名、角田行雄氏であります。生年月日につ

きましては記載のとおりでございます。任期は令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間でございます。何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君）　　ここでお諮りをいたします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君）　　ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については議会申し合わせ先例集の規定に基づき無記名投票で行います。それでは、議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（大塚純一郎君）　　ただ今の出席議員は11名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に9番、菅家忠君、10番、鈴木好行君の両名を指名いたします。

それでは投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（大塚純一郎君）　　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君）　　配付漏れなしと認めます。

それでは、ここで投票箱を点検いたします。

立会人はお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大塚純一郎君）　　投票箱の異常はありませんか。

〔異常なし〕

○議長（大塚純一郎君）　　異常なしと認めます。

それでは、ただ今から投票を行います。

まず立会人より投票を願います。

次に、1 番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れはありますか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

それでは開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（大塚純一郎君） それでは立会人は自席にお戻りください。

ここで選挙の結果を報告いたします。

投票総数 1 1 票。有効投票 1 1 票。有効投票のうち賛成 1 1 票であります。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 1 号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについては、原案のとおり可決されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開く〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第 1 2、陳情 5－3 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを議題といたします。

ここでお諮りをいたします。

陳情 5－3 については、会議規則第 9 2 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情 5－3 については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

陳情 5－3 を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

したがって、陳情 5－3 については採択することに決定しました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎只見町議会の個人情報の保護に関する条例

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第 13、発委第 1 号 只見町議会の個人情報の保護に関する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

3 番、齋藤邦夫君。

議会運営委員会委員長。

〔3 番 齋藤邦夫君 登壇〕

○3 番（齋藤邦夫君） 発委第 1 号 只見町議会の個人情報の保護に関する条例。

上記の議案を別紙のとおり只見町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出いたします。

提出の理由を簡単に申し上げます。

個人情報保護法が改正され、町では新しい個人情報保護条例が制定され、また施行されるということになるわけでありますけれども、それに議会が入っておりません。それで議会も当局と差異が生じないように、その準則に基づきまして、議会の個人情報の保護に関する条例を提案するものであります。よろしくお願いたします。

〔朗読省略〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、提案説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

それでは齋藤議員はおさがりください。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発委第1号 只見町議会の個人情報の保護に関する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎只見町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第14、発委第2号 只見町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

3番、齋藤邦夫君。

議会運営委員会委員長。

〔3番 齋藤邦夫君 登壇〕

○3番（齋藤邦夫君） 発委第2号 只見町議会の個人情報の保護に関する条例施行規定。

上記の議案を別紙のとおり只見町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出の理由でございますけれども、本施行規定は只見町議会の個人情報の保護に関する条例同様に準則に基づきまして作成されたものでございます。よろしくお願いいたします。

〔朗読省略〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） これで説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

齋藤議員は自席にお戻りください。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発委第2号 只見町議会の個人情報の保護に関する条例施行規定は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎只見町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第15、発委第3号 只見町議会委員会条例の一部を

改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

3番、齋藤邦夫君。

議会運営委員会委員長。

〔3番 齋藤邦夫君 登壇〕

○3番（齋藤邦夫君） 発委第3号 只見町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり只見町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出の理由を申し上げます。

本案は只見町課設置条例の一部を改正する条例改正に伴うものでございます。

内容に…

〔「朗読省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、説明をこれで終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

齋藤議員は自席にお戻りください。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発委第3号 只見町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎只見町議会委自由討議実施要綱

○議長（大塚純一郎君） 続きまして、日程第16、発委第4号 只見町議会自由討議実施要綱を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

3番、齋藤邦夫君。

議会運営委員会委員長。

〔3番 齋藤邦夫君 登壇〕

○3番（齋藤邦夫君） 発委第4号 只見町議会自由討議実施要綱。

上記の議案を別紙のとおり只見町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出の理由を申し上げます。

この要綱は只見町議会基本条例に規定する議員間の自由討議の実施に関し、必要な事項を定めるものでございます。

〔「朗読省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） これで説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） この自由討議そのものは、私、本当、必要だと思います。この自由討議ということに対して異議を申し立てるものではありませんが、この第4条の自由討議の実施は町政の重要課題及び議員及び町長が提案する議案等で自由討議に付すべき必要と認められたものということがあります。そして、自由討議の実施要綱は、次により書面により行うと。委員会から自由討議の申出があった場合。議員3名以上から自由討議の申出があった場合。議長が必要と認めた場合と。そして、3に、議長は前項の規定により自由討議の申出が提出された場合、議会運営委員会に諮り会議の開催の可否を決定すると。これは地方自治法とま

まったく相反するところがある。そう思いませんか。

○議長（大塚純一郎君） 議会運営委員会委員長。

○11番（三瓶良一君） もうちょっと申し上げますが、議会、この、あれですよ、動議っていうことがあるわけですよ。地方自治法には。動議は2名で成立するんですよ。提案者と賛成者1名があつて。ところがこれは、3名以上の申出がある。あるいは委員会の申出がある。議長が必要と認めた場合。そして、これがまたさらに、議会運営委員会がこれを諮って、議会運営委員会が決定して決める。こういうことになってしまうと、これ、自由討議、（聴き取り不能）消されてしまうんじゃないですか。こういうことは、私はちょっと納得できない部分なんです、ご説明をいただきたい。

○議長（大塚純一郎君） 議会運営委員会委員長、齋藤邦夫君。

○3番（齋藤邦夫君） これにつきましては、普通の会議中の動議等であれば、1名以上の賛成があれば当然それはできるわけですが、これは改めて、いわゆる勉強会のようなものを開く場合に、こういう課題で、ひとつその会議をもってほしいということを議長に申し出る場合に、ほかの先進地を視て、この前、館山へ行って視てきたわけですが、4名以上となっております。4名ではちょっと多いんじゃないかということで、議運の中で相談して3名という数字にしたわけでありまして。そして、館山市の例を見ますと、課題について2名ということになりますと、いっぱい出すぎるのかなということもありますし、それはどういう結果になるかわかりません。これは要綱でありますから、実際に実施してみて、そこに障害があったり問題があるということであれば、いつでも改正できるわけですので、まあ3名くらいでよからうというのが委員会の中での相談であったわけでございます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） いつでも改正できるんだっつたらば、ここに、わざわざこんな、議会運営委員会に諮るというものいらないし、本当に自由討議だつたらば、やっぱり二人以上あれば、それは議長が判断でよろしいんじゃないですか。これをその、議会運営委員会がその中で反対されれば、これはだめだよと言われれば、もう、そういう声はもう、そこで閉じられてしまうと。それはほかの例は3名だか、4名だか、それはわかりませんが、私はこの条項はいらないと、不用だなど、あればかえって有害になりますよ。先ほどだって、私はこの質問をした。質問の内容には的確に答えなくて、この課長からはぐらされたような答弁だったから、その点は議長は、昔の議会だつたらですよ、あなたはこのことに対して質問者

がされているんですよと、そのことに対して答えてください。議長がやっぱり整理してやられるんですよ。3回やったから、もう終わりだと、こういうような議会に通じかねない。だから、これはもっとね、広く議論をして、そして決めたほうが、私は地方自治法との整合性のうえから言っても良いと、もっと研究しましょう。

○議長（大塚純一郎君） 議会運営委員会委員長、齋藤邦夫君。

○3番（齋藤邦夫君） これはあの、いわゆるその、勉強会といいますか、全員協議会を開いて皆さんで自由討議をしようという発案をする場合でありますけれども、その内容が、いわゆるその場で、そういう形の会議を持ったほうがよいのか、あるいは別の方法があるのか、それはまあ、議会の議長一人で決めることもよろしいでしょうけれども、それはやっぱりあの、議会運営委員会の中で、議会の中での会議でありますから、議会運営委員会に諮って、そして決めるというのがまあ、他の町村でもやっておりますし、それが適当であろうというのが議会運営委員会の考え方であります。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） これは、よその議会の問題をどうのこうの取り上げておられるが、そうでなくて、只見町の議会の中で、皆さんで、もっと協議を深めましょうと。そして、いったほうが、これはいろいろ問題が後から起こらないというふうに思いますので、議長とよく相談されて、そしてもう少し議論をちゃんと深めていただきたい。例えばですよ、自治法のさっきも申し上げました、2名でもう動議が成立するという事になっているものに、わざわざまた（聴き取り不能）で議会運営委員会がその可否を決定すると。これではね、やっぱり議会運営という一つの関門ができてしまうんだよ。そういうことになると、個人的な、いろんなあの、問題が絡みますから、自由討議は自由討議で、これは4条まで、4条の中でも、議員が3名で自由討議の申出があった場合って言って、動議は二人で成立するんだよ、地方自治法は。この辺も私はちょっと矛盾していると思うし、それから、まあ、委員会から自由討議の申出があった場合はいいでしょう。議長が判断されたということであってもよろしいかなと思います。ただね、やっぱりこの3名以上の自由討議、そして議会運営委員会に諮らない、可否まで決定してしまうということについてはもうちょっと議論しましょう。

○議長（大塚純一郎君） 議会運営委員会委員長、齋藤邦夫君。

○3番（齋藤邦夫君） この3名というのは、議事進行上に動議を出されるときのことを言っているのではなくて、提案される時の3名の方が、挙ってそれについての会議招集といいま

しょうか、開催の要請をするための人数になりますから、何ら自治法に違反するものではございません。と私は理解しております。

それから、ここで言う、議会運営委員会に諮り、会議の開催の可否を決定するといいますが、議会運営委員会でそれが、まあ、よろしいかどうかということの、皆さんで意見交換をするんであって、委員会で決定するものではありませんから、これは議長が議運に諮問して、それが適当かどうかということは議長がその意見を聞いて判断されるということでもありますので、それはそのようにご理解をいただきたいわけであります。

○11番（三瓶良一君） あのね、

○議長（大塚純一郎君） 今、質問が3回終了いたしました。

○11番（三瓶良一君） いや、これは、（マイクなしで発言 聴き取り不能）

あなたの、そういうね、態度が、やっぱり、一番だめなんですよ。ちゃんと問題点を整理するというのがなければ。私は議運の、今までの過去のずっと、いろんな議運のあれは、議会にいませんでしたからわかりませんでした、やっぱり議運がここで可否を決定してしまうということになれば、このいろいろ話を出しても、そこでもう（聴き取り不能）されてしまう。それは納得できませんよ。やっぱり議会というものは、開かれた議会、徹底討論、そういうことを前提にしていますから、こういうその密室の中に起こりかねないようなことは、私はあの、もっとよく慎重に議論しなければならないというふうに思います。そういうふうな議論の場をつくりましょう。

○議長（大塚純一郎君） 議会運営委員会委員長、齋藤邦夫君。

○3番（齋藤邦夫君） これはあの、議運にかけるというのは、議会の中の会議を開催するわけですから、議会の中ではそこが役割になっているわけです。議会の…

○11番（三瓶良一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○3番（齋藤邦夫君） 可否を決定するのは、それを委員会の中で意見を聞いて、これはあの、他の町村でもそういう考え方でやっておられます。館山の場合はたまたま、議運にかけるというのは後で決めたそうです。それはなかなかその、出てくるものを全部、議会の議長判断で決めていくというのは、やっぱりあの、適当でないということでそのようにされたという話をお聞きしてまいりました。

○11番（三瓶良一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○議長（大塚純一郎君） 三瓶議員に申し上げます。

これ、本会議中の発委でございます。

3回のルールは守ってください。よろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 私はあの、先だつての全員協議会の場合は、これでスタートしてやってみようかというふうに考えてみましたが、今、静かに考えてみますと、やはり正論というものがありまして、議会はそれぞれ有権者から200・300の付託を受けまして、そしてその発言そのものは、いわゆる民主主義においては言論の自由ということがありますから、法令で定めた2名、それは動議として本会議でも受けるということになりますれば、やはり、議員の権利、議員の権利を行使するという点について、それがルールに則っているのであれば、私はあの、まあ、当時はそう思いませんでしたが、今、三瓶議員の話をよく聞いてみますと、まさにこれ、民主主義の根本に触れるなということまで理解しておりますので、この、今問題になっておりますこの部分については、再考したいなど、私自身はそう思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 恐れ入ります。私の認識が合っているかどうかというところの質問にはなるかと思うんですけれども、齋藤議員のほうがおっしゃっておいりましたのは、その、この後に、より良い議論をできるための道をつけるというところの考え方だというふうに私も捉えておりますので、まずそこが間違っていないかというところでございます。主な運用としては、その本会議でまずやるには、まだ我々がまだ未熟であるというふうな認識で捉えております。ですので、まず全員協議会で運用して、本議会で混乱が起きないように運用から始めるべきだというふうに捉えております。で、そのうえで、試験的にやっていき、問題があれば適宜、修正をしていきながら、より良い制度をして自由討議ができる議会を目指そうという趣旨であったとお思いますので、私はその趣旨に賛同しておりますので、その運用と考え方が間違っていないかというような趣旨の質問ですので、そういった形での答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 議会運営委員会委員長、齋藤邦夫君。

○3番（齋藤邦夫君） これはあくまでも、いわゆる基本条例の中で、議員間の議論を活発にしていって、そういったその地域課題やら政策課題、あるいはいろいろ諸々のことをみんな

で考え方を出し合って、そして、その方向を一本にするんじゃないくて、その問題についてはこういう考え方もある、ああいう考え方もある、ということをお互いに出し合って、自由闊達に議論すると、そういうところからいわゆる進歩発展があるというような理解の仕方、あまり難しい事ではなくて、気楽に意見交換ができる場をつくると。それが、ですから改めてこの目的の中にもそういうことを書いてあるわけです。ですから、菅家委員のおっしゃるような考え方でございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） ありがとうございます。

今、三瓶議員が少しご心配されている点も確かにそうだなと思うんですけども、例えばですね、齋藤委員が今おっしゃっているところは、議長の独断で議会が進むのはよくないというところのブレーキの役目として議会運営委員会を設置したほうが良いという趣旨であったかと思うんです。ですので、議長の個人的な判断で自由討議をする・しないではなくて、議会運営委員会に諮って、さらに広く意見をまとめたほうが、より良い審議というか、自由討議が、するべき価値がある議題かという審議が図れるという認識であったと思うんですけども、その点も間違いがないでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 議会運営委員会委員長、齋藤邦夫君。

○3番（齋藤邦夫君） まったく、この前あの、全員協議会でお話したとおりであります。今、菅家議員が理解されているとおりでございます。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

8番、酒井正吉郎君。

○8番（酒井正吉郎君） 今、3人方と齋藤議員からお話伺っておりました。趣旨はまったく賛成です。

しかし、今、これだけ多数の議員の方から、もう少し検討すべきだという意見が出ておりますので、私もそちらに賛成いたします。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 今まさにやっていることが自由討議なのではないのかなと、それぞれの議員の方々が自由な発言をされて。ですから、私はこれを、まず自由討議をやるという形を決めて、それでこの要綱についてもう一回、自由討議をしたらいいんじゃないですか。

それで要綱の改定を議員全員で自由な意見を出し合って、3回ではなくて、自由に、フリーに、お話ができる機会をつくるということは、そういうことができるようになるということ、そういう方法をまずつくるのが大切なのかなと思います。

この自由討議のお話が前出たときに、私どもの委員会と、それからまあ、同僚委員とかからは非常に良い事だから、今度はこういう議題を自由討議に持っていってみよう、こういう話を今度、自由討議に挙げてみようという話が何件か出ました。ですから、私はこれは早くやるべきだと思います。ですから、早くやって、この要綱に問題があるならば、その要綱を自由討議に掲げて、要綱の改正をみんなで話し合っ決めていくのが良いのかなと思います。ここでまた改定を求めて、もう一回この自由討議の、この要綱を議案に出してとなると、また遅れます。ですから、そういった意味で私はここは通して、要綱の改正が必要ならば自由討議の場で改正をしましょうというふうに決めていくのが一番良いのかなというふうに感じます。

○議長（大塚純一郎君） 議会運営委員会委員長、齋藤邦夫君。

○3番（齋藤邦夫君） 先ほど私も申し上げましたけれども、要綱の改正はいつでも、いくらでもできるわけですから、実際にやってみて、不都合なところがあれば、ただ今、鈴木議員がおっしゃったように、是非、点検して改正をしていただきたいと。それがより良い、やっぱり会議の運営に繋がるわけですから、そのように是非お願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 1番、佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） 私あの、議運の委員外議員であります、これ、三瓶さん、よく、只見町の議会基本条例作られた経緯、おそらくわからないんじゃないかなということも思っまして、結局あの、基本条例は作ったんだけど、その要綱がなかったわけですよ。だから、そのやり方、あちこち、これ、いろいろな、南会津も別な方法でやってらっしゃったんですよ。だから、それ、どうやったら要綱ができるかなということで、そういうことを勉強してきまして、それを基にして只見町では、うちの議会ではこうした方がいいんじゃないかというたたき台ですよ。それをひとつ、なかったものを作ったわけです。だから、今、鈴木議員も言われたように、改正はこれでやってみて、だめだったらいくらでも、これ、我々の議会内部のことですから、いくらでも変えること、都合悪かったら変えることできるんですよ。だから、そのたたき台として、今までなかったから作った物件ですから、理解してもらいたいというふうに思います。なんせ、どうやったら一番良いという方法は、これから、まだこ

れ、やったことないわけですから、とりあえずこれでスタートしてみて、そういう案件が出たら、1回やってみて、これ、やり方まずいとか、なんとか出てきたらば、またその時、みんなで話し合いして、それこと自由討議して変えられることですから、我々の議会の内部のことですから、それできますので、そういうことですから、ちょっとなんか、言われていることがちょっと、俺、理解できなかつたんで、そういうことだと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） この自由討議については全員協議会で2回ほど議論をしました。それで、私もあの、3条にあります本会議の審議過程において行くと。これは馴染まないんじゃないかという話もしました。やはり、こういう要綱を作ったうえに、文言がそういうふうになっていると、もうこれでいくんだというやっぱ視点がでてきてしまう。で、やはり先ほど皆さんからも出てますが、委員長のほうからもありましたが、皆さんそれぞれ、議論展持っているわけです。ですから、要綱ですからすぐ変えられるという話されましたので、是非、今回、こういうものをもって自由討議の入り口というかな、この趣旨は本当、私も賛同します。ただ、持ち方をどうするか。それは本当、やっぱりみんなで共通認識持っていないと、ああだこうだという話になりますので、是非、そういう形の視点でお願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 議会運営委員会委員長、齋藤邦夫君。

○3番（齋藤邦夫君） 今、ただ今、皆さんから大変貴重なご意見を賜りました。

まずこの要綱を是非認めていただきまして、いわゆる自由討議のあり方を、この要綱の中で検討していただいて、さらにこの要綱に不備があれば、それを改正していただくと、馴染むようにしていただくと、そういうようなことで、先ほど鈴木委員がおっしゃいましたように、まずこれ出発点として、皆さんも同じようなことおっしゃっていますけれども、是非そんな形でまず出だしていただきたいと、そのように思います。要綱を認めていただいと、そのようにお願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかに。

それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） あのね、今まあ、

○議長（大塚純一郎君） 討論ですか。

○11番（三瓶良一君） はい。討論です。

○議長（大塚純一郎君） それでは、原案に反対者の発言を許します。

11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 私はね、この討論の中で申し上げたいと思いますが、自由討議は大切だと。それは一番先に申し上げました。自由討議は本当に、おおいにやるべきだと。ただね、これ、やっぱりあの、今、いろいろな発言ありましたけれども、やっぱり最初からこういう型を決めてしまってやるのではなくて、やってみて、その中で、1回でもやったことあるんですか。自由討議なんていうのは。ないでしょう。ないでしょうし、このやっぱり政策課題というもの決めるのに、これが問題なんですよ。非常に恣意的に決められるというような可能性があるから、そこをどういうふうに、そういうことにならないようにしていくのかと。

議長、さっき私も申し上げました。3回では終わりだと、こういう機械的なことでやっている、やっぱり政策論議も何もできませんよ。だから本当に、自由討議なら自由討議できるような、箍をはめないで私はやるのが良いと思うし、試験的にちょっとやってみて、そしてまた見直ししますよというようなことであれば、それはそれで私は一定の期間やってみるということだったならば、それは一步前進になる可能性はあります。ただね、ここでパッと見せられて、こうだと、というようなことは、非常に不安がありますから、私はそういうふうに持っていくべきだなと。決して自由討議に反対しているわけではありません。この進め方に、この規約に、ちょっと問題、もっと時間をかけるべきだということでもあります。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 先ほど委員長のほうから、まずこの自由討議という場をつくって、それでこの原案に関しても、自由討議のその中でみんな話し合っていきたいと思います、改正もできますよというお話がありました。そして私は時間をかけてこの議案を進めるべきでは

ないというふうに先ほども言いました。何故ならば、この町には急ぐべき課題、すぐにも論ずべき問題、山積しております。ですから、我々が議員として自由に発言する場を設けること、それも速やかに設けることが必要だと感じております。ですから、まずここはスタートすべきだと感じております。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 今、賛成討論がありました。

ほかに討論はありませんか。

9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 賛成討論です。

○議長（大塚純一郎君） 先、すみません、交互にやりますので、まず反対の方の討論があるかどうかを確認をします。

○9番（菅家 忠君） 大変失礼いたしました。

○議長（大塚純一郎君） 反対者の討論ありますか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 反対ではまあ、正直、ないんですが、やはりあの、この要綱の…

○議長（大塚純一郎君） 反対討論を…

○7番（酒井右一君） ですが、不規則発言をしないように議長から今言われましたので、

○議長（大塚純一郎君） 反対者の発言を許します。

○7番（酒井右一君） ですが、というわけですが、今は要綱の審議ですので、この要綱の、さっき三瓶さんがおっしゃった部分については、皆さん方、賛成の立場でおっしゃる中にも同じことが含まれておりますが、要綱でありましていつでも変えられるということであるならば、むしろ、議会運営委員会の審議にかけざるを得ないな、やっぱりなど、そういう事象が起こる、あるいは多数起こるという事態になれば入れればいいんであって、そうであれば、今、三瓶さんがおっしゃった部分を削除をして、（聴き取り不能）やっても、これ、非常に健全な自由討議ができますので、この問題にこだわるべきではなく、ここを削除してみて、そして必要であれば入れるという柔軟な形のほうが、間口を広くしておいて、間口を広くしておいて修正をしていくといったほうが良いのかなという意味で、この発委の趣旨、要綱には反対であります。

○議長（大塚純一郎君） 次に、賛成者の発言を許します。

9 番、菅家忠君。

○9 番（菅家 忠君） こちらは議案であると思いますので、条件付きで可決というものはないというふうに承知をしております。ですので、そのために、協議をするために全員協議会というものを開いておるわけです。そこで最後のチャンスで審議を尽くさないといけないというふうに私は思っておるわけです。この議案に関しましても全員協議会で協議をしております。ですので、今その場で、その時に解決できなければ、きちんとその後なりに、自由に討議ができる場があれば、こんなことにはなっていないというふうに感じておるから発言をしておるわけです。ですので、こういう自由討議の場というのは、まず始めてみるというところが大事でありまして、そのうえの条件というものは、今ここで審議するべきではないなど私は感じておりますので発言いたしました。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから発議第 4 号 只見町議会自由討議実施要綱を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

発委第 4 号 只見町議会自由討議実施要綱を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、発委第 4 号 只見町議会自由討議実施要綱は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（大塚純一郎君） ここでお諮りをいたします。

山岸国夫議員より、発議第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 5 として審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。
追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

○議長（大塚純一郎君） それでは、追加日程第5、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

2番、山岸国夫君。

〔2番 山岸国夫君 登壇〕

○2番（山岸国夫君） 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり只見町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。
裏面をご覧ください。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

〔「朗読省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） 朗読省略ということでございます。

それでは、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります

自席に山岸委員はお戻りください。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎3月会議以降における正副議長・議員の公務出張等について

○議長(大塚純一郎君) 続いて、3月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

3月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長(大塚純一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長(大塚純一郎君) ここで、町長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

町長、渡部勇夫君。

○町長(渡部勇夫君) 発言の許可をいただきまして誠にありがとうございます。

令和5年只見町議会3月会議が散会されるにあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

3月会議につきましては3月1日から本日までの10日間という長きにわたりご審議を賜りまして誠にありがとうございました。

一般質問におきましては10名の議員の方々よりご質問を賜りました。

いずれもあの、今後10年を見据えたまちづくり、またユネスコエコパーク登録から10年後のまちづくり、交通環境が改善されること、様々のタイトルは差異はありましても、いずれ今後のまちづくりをどのようにしていくのかということのお質しであったというふうに認識しております。

併せまして、通信環境であったり、協働のまちづくり、第三セクター、只見高校のあり方等々、今後のまちづくりと共に今あるものをどういうふうに堅持していくのか。持続的に取り組んでいくのかというお質しもありました。議案審議の中でもございましたが、やらなければいけないこと、やりたいこと、そこをきちんと整理する。そして、操出金の問題も種々ございましたが、財源確保をどうしていくのかと、行財政運営、その基本となるところはどようになっていくのかということ、やはりトータルで今後しっかりと説明させていただかないと、やりたい、やりたいだけではだめだというふうに私もよく認識しておりますので、そういったこと、やらなければいけないこと、やりたいことを何故やるのか。そして、財源の裏打ち、あとは医療・介護・福祉、基本的な、教育もそうですが、子育ても含めましてしっかりその辺の持続的な、安定的な運営を図っていくということが求められているというふうに思っております。

また、具体的には、審議の中で埋蔵文化財調査につきまして、令和5年度におきまして埋蔵文化財調査をして、その後、新会社の立ち上げと、モンベルの、参考資料として報告書を配らせていただきました。そういった方向性、そして、施設配置計画、様々な事柄が全部リンクしてまいりますので、その辺は今後、議会の皆様と一つ一つご協議をさせていただきたいというふうに思っております。

また、説明するにあたりまして、特に委託料でございますが、十分な説明に至らなかったことを改めてお礼申し上げます。今後は我々、私を先頭といたしまして説明員も説明力の向上に努めていかなければならないというふうに強く思いましたので、やはりお質しいたいでいることに対しまして、しっかりとポイントを押さえた説明する力を養っていくことがさらに求められていることを認識しましたし、私も散会后、臨時庁議を予定しておりますので、その中でもしっかりと庁議構成員を通じて職員にさらに徹底を図ってまいりたいと思います。

併せまして、人材確保と職員研修についても力を入れていかなければならないということも改めて認識させていただきました。

少し長くなって恐縮ではございますが、議員の皆様方の、本当に多方面からのご質問、誠にありがたく思いましたので、それをしっかりと次の体制に、事柄に取り組んでいくべき、4月から新たな組織になりますので、しっかりとそれに対応できる人事異動を行いまして、そして初期の目的に向かって邁進してまいりたいと思いますので、引き続きの皆様方のご指導・ご鞭撻を心からお願い申し上げまして、3月会議散会にあたっての御礼のご挨拶にさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議長あいさつ

○議長（大塚純一郎君） ここで、議長からも一言、御礼とご挨拶を申し上げます。

今回の3月会議は、通算10日間の長い日程でありましたが、令和5年度の町政執行に係る当初予算をはじめ、条例など重要な議案の審議でありました。

特に、令和5年度予算の審議にあたっては、予算特別委員会を設置し、終始、熱心に審議をいただき、全議案、予定通り終了することができました。改めまして円滑な議会運営へのご協力に対しまして心から感謝を申し上げます。

また、当局におかれましては、それぞれの審議過程で議員各位から出されました貴重な提言、厳しい意見等について特に留意をされ、健全な行財政運営に努めていただきますよう強くお願いをいたします。

議員各位におかれましては、春を迎え、何かと慌ただしくなりますので、体には十分留意され、只見町発展のため、なお一層のご奮闘をいただきますようにご祈念を申し上げまして挨拶いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労様でした。

(午後 1 2 時 1 1 分)

